

北海道江別保健所長 様

営業届

記載例

食品衛生法第57条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にレ点を記載してください。(チェック欄 □)

届出者情報	郵便番号: 060-8588	電話番号: 011-231-4111	FAX番号: 011-232-1037
	電子メールアドレス: ●●●●@pref.hokkaido.lg.jp		法人番号: (国税庁サイトで確認できます)
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 ①		
営業施設	施設名 (ふりがな) 株式会社北海道庁 代表取締役 北海 太郎 2024年 4月 1日生		
	郵便番号: 069-0811		
	電話番号: 011-382-3054		
情報	FAX番号: 011-383-2185		
	電子メールアドレス: ebeho.seikatsu1@pref.hokkaido.lg.jp		
	施設の所在地 江別市錦町4-1 ②		
情報	施設の名称、屋号又は商号 北海道江別保健所		
	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 保健所 太郎 ③	受講した講習会 養成講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称eラーニング 令和6年4月1日
情報	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 (例) コーヒー生豆の焙煎・粉碎。野菜・果実の販売 ④		自由記載
	自動販売機の型番		自動車登録番号
営業届出	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ⑤		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この届出情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態 備考		
	1	7 野菜果実販売業 ⑥	
	2	16 コーヒー製造・加工業	
担当者	担当者氏名 ほけんじょ じろう ⑦		電話番号 090-●●●●●●●●

① 黄色の枠は、営業者になられる方の情報を記載いただく欄になります。

- 営業者が個人の場合 ※法人番号は記載不要  
営業者氏名、生年月日、自宅住所・郵便番号・電話番号・FAX番号、メールアドレスを記載。
- 営業者が法人の場合  
法人名称、代表者氏名・生年月日、法人住所・郵便番号・電話番号・FAX番号、メールアドレス、法人番号を記載。

みどり色の枠は、今回届け出る店舗の情報を記載いただく欄になります。

- ② 店舗の屋号(店舗名)・住所・郵便番号・電話番号・FAX番号を記載。
- ③ 食品衛生責任者になる方の氏名、資格の種類又は受講した講習名、資格を取得した年月日を記載願います。資格をお持ちでない場合、今後、資格を取得する旨、「誓約書」に署名願います。
- ④ 主として取り扱う食品等を記載し、自動車の営業の場合には、自動車登録番号欄に車両ナンバーを、自動販売機での営業の場合には、自動販売機の型番欄に販売機の機種名(型番)を記載。
- ⑤ 該当がある場合にのみ、チェック願います。

⑥ 青色の枠には、別添の業種一覧から選んで記載。

⑦ 本届出に関し、保健所から連絡する際の連絡先等を記載。

備考

- 「整理番号」欄は、記載しないこと。
- 食品衛生責任者の「資格の種類」欄は、該当するものに○を付すること。(食監：食品衛生監視員、食管：食品衛生管理者、調：調理師、製：製菓衛生師、栄：栄養士、船舶：船舶料理士、と畜：と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第10条に規定する作業衛生責任者、食鳥：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者)
- 「受講した講習会」欄は、食品衛生責任者の資格の種類に該当せず、知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会を受講した場合に講習会名称及び受講年月日を記載すること。
- 「自動販売機の型番」欄は、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の場合に記載すること。
- 「自動車登録番号」欄は、自動車において営業を行う場合に記載すること。
- 食品衛生法第8条に規定する指定成分等含有食品を取り扱う場合は、「指定成分等含有食品を取り扱う施設」欄にレ点を記載すること。
- 輸出食品を取り扱う場合は、「輸出食品取扱施設」欄にレ点を記載すること。

大分類7—食料品、飲料および製造たばこ

- 69 農産食品
- 69 1 米穀
- 69 2 麦類
- 69 3 雑穀
- 69 4 豆類(種子用および未成熟のものを除く。)
- 69 5 粉類(穀粉、豆粉、いも粉等を含む。)
- 69 6 でん粉
- 69 7 野菜
- 69 8 果実
- 69 9 その他の農産食品
- 70 畜産食品
- 70 1 生鮮肉類(冷蔵または冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。)
- 70 2 乳
- 70 3 食用鳥卵
- 70 4 はちみつ
- 70 9 その他の畜産食品(加工製品を除く。)
- 71 水産食品
- 71 1 魚類(丸のもの、臍ふを抜いたもの、尾ひれをとったものおよび食用の生きた魚を含む。)
- 71 2 貝類
- 71 3 水産動物類(魚類、貝類および海産ほ乳類を除く。)
- 71 4 海産ほ乳動物類
- 71 5 海藻類
- 72 農産加工食品
- 72 1 野菜加工品
- 72 2 果実加工品
- 72 3 茶、コーヒーおよびココアの調整品
- 72 4 香辛料
- 72 5 めん・パン類
- 72 6 穀類加工品
- 72 7 菓子類
- 72 8 豆類の調整品
- 72 9 その他の農産加工食品
- 73 畜産加工食品
- 73 1 肉製品
- 73 2 酪農製品
- 73 3 加工卵製品
- 73 9 その他の畜産加工品
- 74 水産加工食品
- 74 1 加工魚介類
- 74 2 加工海藻類
- 74 9 その他の水産加工食品
- 75 その他の食料品
- 75 1 調味料およびスープ
- 75 2 食用油脂(※265)
- 75 3 調理食品
- 75 9 他に分類されない食料品
- 76 飲料、米および製造たばこ
- 76 1 アルコールを含まない飲料
- 76 2 アルコールを含む飲料(医薬用を除く。)
- 76 3 氷
- 76 4 製造たばこ

番号	区分	業種	別紙1
1	旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	
2		食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	
3		乳類販売業	
4		氷雪販売業	
5		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)※1	
6	販売業	弁当販売業	
7		野菜果物販売業	
8		米穀類販売業	
9		通信販売・訪問販売による販売業	
10		コンビニエンスストア	
11		百貨店、総合スーパー	
12		自動販売機による販売業(5. コンプ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	
13		その他の食料・飲料販売業	
14		製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)
15	いわゆる健康食品の製造・加工業		
16	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		
17	農産保存食料品製造・加工業		
18	調味料製造・加工業		
19	糖類製造・加工業		
20	精穀・製粉業		
21	製茶業		
22	海藻製造・加工業		
23	卵選別包装業		
24	その他の食料品製造・加工業		
25	上記以外のもの※2	行商	
26		集団給食施設	
27		器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具または容器包装の製造、加工に限る。)	
28		露天、仮店舗等における飲食の提供のうち、営業と見なされないもの。	
29		その他	

(改正法による改正後の法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業は除く。)

※1 旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

※2 改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。